

---

## 第2回朝来市議会政治倫理審査会

令和7年9月2日（火曜日）

---

日 時 令和7年9月2日（火）午後1時30分開会  
場 所 第1委員会室

- 1 開会
  - 2 日程協議
  - 3 審査事項
    - (1) 令和7年8月22日付審査付託について
  - 4 その他
  - 5 閉会
- 

### 出席委員（6名）

横尾 正信	足立 義美
加藤 貴之	藤本 邦彦
森下 恒夫	渕本 稔
浅田 郁雄（議長）	

---

### 欠席委員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 宮元広司君 議会事務局次長 樋谷進一君

---

### 午後1時30分開会

○委員長（横尾 正信君） 皆さん、こんにちは。

それでは、これから第2回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、審査会の日程についてお諮りいたします。

日程については本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾 正信君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会について、本日1日限りとすることに決定をいたしました。

それでは、ただいまから令和7年8月22日付審査付託について審査を行います。

前回の会議について、若干振り返りしておきたいと思います。

お手元に資料として出しております。

前回は、第1回8月2日の午後1時半から4時半頃まで行いました。

まず最初に、請求者の請求内容でございますが、日下茂委員から、「虚偽事実を会報に記載・市民に広く流布したことにより、議会の品位と名誉を毀損した。当該記載は、「関綾乃は懲罰委員会によって除名処分を受けた」の一文である。適切な措置を求める。」、こういった内容の請求でございました。

次に、被請求者、関議員の弁明と質問に対する答弁等でございますが、主なものは以下の内容だったろうということでまとめました。

1、個人会報「関綾乃ニュース」7月号は7,500部発行・配布した。配布方法は、新聞折り込み。市内全域に配布した。

2番目、「懲罰委員会によって除名処分を受けた」という記述は誤りであり事実ではない。本会議の場で議員の意見交換がなされ、採択の結果除名処分を受けたものであると、懲罰委員会で除名できないことは理解している等の発言があったと思います。

3番目、誤った事実を記載したことにより、議会の品位と名誉を毀損したことを認める。誤記載は指摘を受けるまで気がつかなかつたという点でございました。

4点目に、誤った事実の記載は意図したものではない。私の全くの不備で、削除していくうちにこうなってしまった。挨拶文のところで削りすぎてしまったと、こういう主な内容ではなかつたかと思います。

個別に発言を広げますと、以下ですね。弁護士の力も借りて、コンパクトにしてお知らせした。地方裁に提訴しておりましたであるとか、執行停止の裁判にとか、その辺の文言について間違いないのか、適當な言葉は何か等について弁護士に確認させてもらひながら、またその下の部分になりますが、申立て事件以下、その両面のところについても割愛していいところ、置き換えていい文字などを広く弁護士に相談していました。挨拶文のところは私の全くの不備で外れてしまった。本会議にて決定されたという文字が入らなかつたというところについては、弁護士に相談して意図的に外したということではない。さらに、私の全くの不備で削除するうちにこうなってしまった。私の不備で確認もできずこうなってしまった。削っていくうちに割愛してしまった。ということで、最後、議会に謝罪するとともに、記載の誤りの箇所は、会報で訂正・告知したい。どのように訂正しておわびするかというのは弁護士、それから文責者と共に相談をして記載をしたいと、こういう発言で締めくくられました。

こんな形での弁明と答弁だったろうと、概略ですけども思います。

3番目に、委員の意見交換を行いました。

主なものは、①虚偽事実の記載は本人の弁明どおり、意図的ではなかつたと理解するという意見が渕本委員、加藤委員、足立委員から出されております。

それから、渕本委員からは、さらに市民にとって懲罰委員会のほうが怖い印象だという意見もございました。

さらに、意図のない表現などはない。議員なら責任を持つべきだ、という森下委員の発言があり

ました。

さらに、藤本委員からは、虚偽を書くことでメリットを受ける議員が多い。本件も虚偽を書くことで得る利益はある、議会はこれを見逃してはいけない、という意見がございました。

4点目に、若干取るべき措置の方向性についての発言でございますが、委員長のほうから全体の流れとしては議場での謝罪及び会報での速やかな訂正と告知の方向でいいのではないかろうかと申し上げました

渕本委員のほうからは、本人が誤りを認めているので、訂正と議長指導で十分であると、こういう方向が示されました。

大体、前回の内容はこんなものではなかったかと思うんですが、付け加えることはありますか。よろしいでしょうか。

主にこんな内容だったろうと思います。

振り返って、議事録も皆さんのお手元にございますので、それを踏まえて、再度、御意見等ある方ありましたらお願いをいたします。

1点、委員長のほうから、議事録を見て気づいたんですけども、会報を発行するに当たって、関与した人間は、もちろん関議員本人及び文言等相談した弁護士、以外にもう一人、文責者という存在がどうもある。どのように訂正しておわびするかというのは弁護士、それから文責者と共に相談をして記載をしたいと、こうありますので。

○委員（加藤 貴之君） 文責者は、「関綾乃ニュース」の一番上の部分に記載があります。

○委員長（横尾 正信君） 誰になっている。

○委員（加藤 貴之君） 発行責任者、関昌博さんというお名前が書いています。

○委員長（横尾 正信君） まさひろ、どんな字。

○委員（加藤 貴之君） 日2つの昌に、博士の博です。

○委員長（横尾 正信君） 文責者は、要するに発行者やね。

○委員（加藤 貴之君） 発行責任者というふうな肩書になっています。

○委員長（横尾 正信君） そういうことか。

ほかに。

そんなところですか。

それでは、進めたいと思います。

まず、前回の審査を踏まえまして、請求者からの請求で、倫理条例に違反しているという請求でございますが、認めるか。認める場合、倫理条例のどの部分に違反しているかということについてでございますが、御意見お伺いいたします。

意見ありませんか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は、関議員が意図的に行ったものではないと理解しております。

この懲罰委員会で委員会決定があったのは事実であり、ただし、全体像が書けていなかったとい

うところに問題はあるとは思いますが、意図的ではないということが認められましたので、私は倫理条例違反とまでは認められないという立場です。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私の意見は倫理条例に反しているとすれば、倫理条例の3条1項1号の「市民全体の代表として、その品位と名誉を損なう一切の行為を行わぬ」に当たると思います。名誉毀損だというふうなことです。審査請求者が名誉毀損だというふうにおっしゃっているので、少なくとも名誉毀損だと感じている方が1人いらっしゃいます。

では、実際に条例を適用するかどうかについては、そういう方がたくさんいる、もしくはたくさんいると思われるのであれば条例違反だと思いますし、たくさんいないのであれば条例違反じゃないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 数によるということですか。

ほかに。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 加藤委員と同様に、第3条1項1号の「市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わぬ、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」ということで、まさに前回、重ねて議論してきましたけども、虚偽を書くことによって、議会としては非常に名誉を損なう結果となっておりますし、それに対してほかの議員さんも、先ほど申請者1名という御意見でしたけども、賛同者の方もいらっしゃいますので、そういう意味では、こちらに該当するであろうというふうに私は思っております。

○委員長（横尾 正信君） 森下委員、いかがですか。

○委員（森下 貴之君） これは、人それぞれ倫理観というものは違うということであろうと思います。

私自身は、前の、ある議員にも指摘をしましたが、私は倫理で大事にしている言葉というのは、「人の悪を言わず、己の善を語らない」ということを銘としております。そういう観点からは、ちょっと問題があるなと言わざるを得ませんが、先ほど言いましたように、それを各自の倫理観に対して幅がありますので、それを一概に違反していると、この倫理条例に対して違反かと言われると、ちょっとその辺は言い切れないところがあります。

各自が自覚して、やっていくというのが議員の務めでありますので、一言一句これの条例に違反しているから云々かんぬんというのは、ちょっと違うんだろうなというふうには考えています。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 結論はないですか。

○委員（森下 貴之君） したがって、条例違反というのを断定するには弱いかなと思います。

○委員長（横尾 正信君） 副委員長よろしいでしょうか。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） やはり、懲罰委員会で除名されたというのが表に出てきたものですね。

それから、やっぱり議会人としては結果責任は重要。つまり、13人で除名されたというのは事実なので、それはやっぱりそれなりの責任は免れないだろうという思いと、それがもともと懲罰委員会で除名されましたというのは、その後に続く文の一つの前段として、書き出しとして、重要な部分やったよね、結構重要な部分。そして、下のいろんなことを書いている。そうした中では、より慎重に言葉を選ぶべきやつたにもかかわらず、初めは入っていたけども、長かったので短くした結果、こうなりました。それは間違いを認めます。私も意図的でないというのは、そこは認めていますよ。意図的ではなかった。たまたま削っていったらそうなってしまった。普通なら、これだけ慎重に、弁護士にも相談し、発行責任者にも相談してはるなら、さらに出来上がった原稿、弁護士に見せておったら、弁護士は少なくともそういうようなことには敏感だと思うんです。この問題を受けた弁護士としては、当然そんなことはちょっと違和感があるなというのがあったんじゃないかなということで、より慎重性が必要だったと。それから本人も、この間の弁明の機会に、どういう発言がされているかというと、これは間違いでしたと認めて、謝罪もしたいと、こう言っておられます。

それから、会報を10月31日までに出して、つまり今期、議会議員の任期中の間に、一般市民に向けて、しっかりと間違いを訂正しますと、こういうお話をされている。

そういうようなことから、いろいろと事情を考えると、私は議会、議場での謝罪をすること、これは本人にとっても場ができるわけです。謝罪したいと言われておるんやからね。一つの場ができるということで、謝罪の言葉というのはちょっとまた慎重に考えないといけないかも分からんけれども、間違いはしっかりと認めましたというのを議会で伝える。それは重要なことじゃないかと、私はそう思って、議場での謝罪につながるのかなと、そういう思いでしております。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

請求者の場合は、第3条第1項の1号「その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わない」ということで、議会の名誉をあるいは品位を毀損した発言であるということで、本人の品位も傷ついているということでの問題発言、条例違反の発言であろうと。

請求者でございますが、大体その方向で前回の意見も進みました。

今回、特定するに当たって、第3条第1項の1号「市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」とございますが、その中の「品位と名誉を損なうような一切の行為を行わない」ということに該当するということでおろしいでしょうか。

渕本委員はそうではない、異論は認めないということでございます。

どの条項に触れるかというのは、この3条1項1号でよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは、この請求者による条例違反の点につきましては、第3条1項

1号に違反するというふうに審査会としては認めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは、そのように認めるということで決めていきたいと思います。

次に、対応する措置でございます。これをどのような措置とするかということにつきまして、でございますが、本人からは。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私は議長の注意だけでいいと思っています。私、そこはちょっと副委員長と意見が違って、確かに、関さんは謝罪をしたいと思っていますとおっしゃいましたが、結果的に本人が謝罪することと、議会として謝罪を求めるということは、かなり意味合いが違うと思うんです。やっぱり懲罰的なというところで謝罪を措置するということは、措置としてかなり重くなります。

今回、当然、虚偽があって、請求者と、私さっき言葉が足りなかつたですが、賛同者の方々もそれに賛同しておられて、名誉毀損をされたというふうな感情を感じていて、怒っていらっしゃいます。それに対して、議長注意は必要だと思いますが、影響としては、市民にとっての影響というのはほとんどないというふうに私は感じていますので、影響はそれほど大きくないのかな、議会の範囲にとどまるのかなというふうに思いますので、謝罪までは必要なく、注意だけでいいというふうに私は感じます。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

藤本委員、どうぞ。

○委員（藤本 邦彦君） 先ほど、市民にはそんなに影響もない、というふうに加藤委員からありましたけども、だから分からんんですよ、それが結局。どれだけの影響が及んでいいのかということは分からん。ただ、議会は不当なことをするな、という印象操作の問題をやはり思っているんです。

チラシ全体のトーンとしては、完全に、非常に議会の決定は不当だった、裁判で私は勝った、私は全然問題はなかつた、ということを市民の皆さんに伝えようとされているように、私には思える。その中に、議会は懲罰委員会という小さな特定の少人数の怖い委員会で、その決定を下したというふうな印象を与えかねない表現が使われていると。私はそんなに軽い問題であるというふうには思っておりません。

今回、申請された方、賛同された方も、やはりそういうところをそういう視点から、これは重大な問題であるということで今回の申請に至っております。そんな軽いことではないというふうに思っております。

その中で、関議員自身も非常にこのことを重く受け止められて、訂正のほうをしっかりとさせていただきたいと、謝罪のほうもしたいというふうにおっしゃっているので、私はそういう形で、もう少し慎重に対応していくということを、それは議会全体の問題として、責任だけでなく、やっぱり

市民へのアピール。これは前回も申しましたこういうチラシだけではなくて、DMみたいなものだけじゃなくて、SNSとか、今だったらユーチューブなどを使って、非常にそういう虚偽やデマを言うことによって、自らを正当化したり、ほかの政治的な人々を批判したり、虚偽によって批判する、陥れるというふうなことがたくさんされています。

やっぱりそういう問題を、朝来市議会としては駄目ですよということの、今回はやっぱり問題なので、しっかり謝罪していただくというところまで含めて、決定するのが妥当じゃないかなと思っています。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 淀本委員。

○委員（淀本 稔君） 私、前回にも言いましたけれども、私の周辺に聞いたところによると、議会における特別決議というのは誰も知らなかつたということで、むしろ懲罰委員会による除名ということの重大さ、重さということで、皆さん驚いておられたというのが周辺の人の感想でありました。

したがって、先ほど加藤委員も言われましたが、全体像としては、特別決議の部分が欠落していたという不備はあるものの、市民に対しては重大な影響を与えたということには至らないので、私は関議員本人が申し出られたように、謝罪と訂正とこれで十分であつて、それを議長がしっかり指導、監督すればいいまでのこと、懲罰的な措置は必要ないと思います。

○委員長（横尾 正信君） あとは森下委員、どうですか。

○委員（森下 恒夫君） 御本人、これがどういう意味なのか分かりませんが、訂正しておわびしたい、という意思をお持ちのようですので、そのことを本会議で言っていただくことについては全く問題ないと思います。むしろ、そうされたほうが御本人のためにはいいのではないかと思います。

○委員長（横尾 正信君） 措置として、そうすべきだという意見だということでよろしいですか。

○委員（森下 恒夫君） はい、よろしいです。

○委員長（横尾 正信君） 措置として、議会でおわびをする、訂正をするということですね。

訂正告知、この件はどうですか。

措置の中に会報による訂正告知を含むという点はいかがですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 訂正を議会として求めるというのはあっていいのかなというふうに思います。それは、別に懲罰的なものではないし、実際誤っているものを正してくださいというのは議会として、議会の中の間違いなので、議会として言うべきことなのかなと思います。それはあってもいいのかなと思います。

○委員長（横尾 正信君） 審査会の措置として、決定してよろしいですか。そうではなくて、自主的にですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 審査会の措置の文章の中に盛り込んだらいいと思いますよ、私は。

○委員長（横尾 正信君） 分かりました。

その他、意見交換等がございましたらお願ひをいたします。

今、倫理条例違反ではないので必要がないという意見が一つ。それから、措置としては、議長注意と訂正でよいという意見。それから3点目に、議場で謝罪及び会報による訂正告知と、主に3つの案が出てございます。

必要な人は渕本委員、議長注意と訂正告知は加藤委員、あとの方は議場での謝罪及び会報での訂正告知と。

足立委員。

○副委員長（足立 義美君） 大体、流れはできつつあるんですけども、もともと、先ほども言いましたけど、本人は認められて、謝罪をしたいと言っておられます。謝罪をしたいといったら、やはり議員が1人でなしに、賛同者も入れて、こういう政治倫理審査会で審査をしっかりしてほしいということを申し入れられた。

そうしたら、本人も謝罪すると言っておられるのやから、先ほども言いましたけど、場を提供する意味でも、私は謝罪の案文を考えて、要は、あんまり懲罰的にならないような文章でもって、本来ならひょっとしたら議長注意でよかつたのかも分からんけども、本人が議場で謝罪したいと言われておるんだから、謝罪の表明する場として議会を半分使ってもらっていいんだよね。

確かに、加藤議員の言われたのも正しいんです。議長注意でという話の中で、謝罪というのは、議長注意よりも重いものだというのは私も分かっているんですけども、いろんなこれまでのいきさつをやっぱり考えたら、関さんにとっても間違いは認めて、きっちり謝罪しますと、謝罪しましたという一つの形も必要じゃないかと私は思って、謝罪ということを言っています。

確かに、罰則としての謝罪とちょっと重いかもしれませんけれども、案文を考えることに、謝罪文を考えることによって、そこはカバーができると私は思っています。

○委員長（横尾 正信君） ちょっと一点、委員長として渕本委員に質問なんんですけども、発言の中で、委員会が除名を決定したのは事実であると、したがって、違反とまでは認められないんだと、こういう発言ございましたが、委員会で除名を決定した事実、それは事実であるとおっしゃいましたが、それを説明していただけませんか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 委員会の中で最終結論として、除名処分が相当という話になったのは何月何日だったか、そこまでは今記憶ていませんが、委員会会議録を後ほど点検すれば出てくると思いますので、懲罰委員会で決まったというのは、これは180度違うことではないということです。

○委員長（横尾 正信君） 議会の原則ですけども、委員会は除名処分相当である、除名処分が妥当であると考えると。考えるだけであって、決定は委員会では絶対にできないんですが、それはあなたも議長経験者ですから。例えば、委員会で決定したことって、本会議で決定するとは限りませんからね。

あくまで、本会議で決定で、そこはどうなんですか。

○委員（渕本 稔君） 最終的に決定したのは、本会議における特別決議であるという、これはそのとおりでありますが、懲罰委員会でもその方向で賛成多数だったと思いますが、そういう方向が下されたというのは、これも事実であります。

○委員長（横尾 正信君） ということは、関議員のこの一文は正しいと、こういう解釈でよろしいでしょうか。

渕本さん。

○委員（渕本 稔君） 前も言いましたけど、正しいとまでは私は言っていません。全体像を書いていないという、その不十分さはあるということです。

○委員長（横尾 正信君） この文章の評価はどうなんですか。そこを足せば。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は、先ほども言ったように、180度間違った記事ではないと思っております。

○委員長（横尾 正信君） 180度とおっしゃいましたが、何度ぐらい間違っていましたか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） あんまり言葉のあやを捉えないでほしいんですが、先ほど言ったように、全体像を書くということが書けていないので、そこは不十分さがあったと、こういうことです。

○委員長（横尾 正信君） よく分からぬ意見ですね。

それでは、意見交換もないようですので、3つの案がございます。

渕本委員による、条例違反と認められないので必要はないという御意見。条例に違反してはいるが、議長注意と会報による訂正告知でいいという加藤議員の意見と、それから3名による議場での謝罪。案文はきっと考えた上での議場での謝罪と会報による訂正告知とすべきだと、この3つの案がございます。

多数の委員が議場での謝罪及び本人の会報による訂正告知という意見でございますが、それでよろしいでしょうか。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 必要なしという、これは今お一人の意見なんで、するとしても、あと会報による条例違反だけでも、議長注意だけでいいじゃないかと。これも今回の焦点を絞つたらそういうのかも分かりません。

ただ、本人さんも認められているのでということで、私は謝罪文を考えたら、それで十分いけるんじゃないかという思いをしているんだけど、これ多数決でしたら、もうそうなるのかな、謝罪文。ちょっとまだもう少し釈然としないところなんんですけど、今の段階で決を取れば、何となく決まっていきそうな気はしますけど、何かそれでもまだ釈然としないと思う。

私が悪いのかも分かりませんね。

○委員長（横尾 正信君） どうしましよう。

加藤委員。

森下さんの意見を聞きたいんですけど、森下さんは割と倫理条例違反を断定するのに弱い、ぐらの言い方をさつきされていたと思うんですけど、措置については結局どう思われているのかというのが、謝罪まで必要なのかというのが、ちょっと私には届いてこなかったんですが。

○委員長（横尾 正信君） 森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 私が申し上げたのは、私の倫理観から言えば明らかに逸脱しているという判断です、それは。

ただ、この倫理委員会で明らかな条例違反とはちょっとやっぱり言いにくいところもあります、正直なところ。

しかしながら、先ほど足立委員がおっしゃったように、議場で謝罪されるということは、御本人にとつても私はいいことだと思いますので、措置で謝罪されたらいいと思います。

○委員長（横尾 正信君） 暫時休憩します。

午後2時13分休憩

---

午後2時19分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは再開いたします。

先ほど委員長として、条例違反ではない、したがって、措置等必要ないという意見が1人。それから、との4名は条例違反であるが、その措置は二通りということで申し上げました。

事務局のほうから条例違反の存否について、各委員の態度をきちっともう一度再確認していただきたいという提案がございましたので、もう一度再確認させていただきます。

森下議員が不確定ということですので、森下議員との点を確認させてください。

森下委員。

○委員（森下 恒夫君） ちょっと私の搖らいだ発言で御迷惑をおかけしております。

前回のここに議事録も私、頂いておるわけですけども、私の発言で、意図のない表現などはないということで、議員らが責任を負う発言に、議員らが書いたことに責任を持つべきということ強く述べております。

先ほども申しましたが、一字一句のことで、あまりこういった追求をするのは本来ではございませんが、先ほどの私の信念に照らしても、条例に違反であることは明らかであります。

したがって今回、措置としても、謝罪をされるのが相当であろうと思います。

以上でございます。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

そういうことでございますので、3人の方が条例違反を認めて、議場で謝罪すること及び会報で訂正告知をすること、という意見でございます。その内容で決定してさせていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） 副委員長、よろしいか。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） やはり選挙も近づいておるので、いつまでもこの政治倫理審査会の方向が不明確というのは好ましくないですし、やはりできたら今日一つの方向は打ち出されていく必要があると思うので、先ほど来、謝罪ということを中心に、一番人数的に多いんですけども、謝罪の中身を十分検討していただいて、私は本来は議長注意かも分からんけど、本人さんも認めておられるし、謝罪の場を議場とするという意味合いがあるのでということが入っていますので、謝罪文をしっかりと、謝罪文は本人が書くんじゃなくして、この議会として書くのでしょうかから、その部分ではしっかりと検討をお願いしたいなど。

いやいや、もう違反で声を出すという、ずっと行くのなら、ちょっと私も議長注意ぐらいでもいいという思いも残っておるので、さっきからもやもやしています。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 意見というわけではなくて感想というか、基本的には審査会としては議場での本人の謝罪、これは議会が用意するわけですけども、謝罪及び会報による訂正の告知ということに決したということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほどから問題になっております、すみません、具体的にきっちりとした意思表示がなかったということなので、異議なしなり、よろしいか。

よろしいね。

○副委員長（足立 義美君） 人数確認したほうがいいか。

○委員長（横尾 正信君） 確認しようか。

それでは、先ほど言いました議場で謝罪すること及び会報による訂正告知をするという措置を審査会としては取るべきであるということとして議会に報告したいということになりますが、それで賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

それでは、賛成多数でそのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

---

午後2時35分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは、会議を再開いたします。

次のテーマは、議場で謝罪るべき謝罪文の案文でございます。

これは議会で準備するという案文でございますが、お手元に案文を出してございます。御覧ください。

読み上げます。関議員の謝罪文の案文でございます。

事務局、読んでもらおうか。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 委員用資料として、委員の皆様には御覧いただけるようにしておりますけれども、関議員の謝罪文（案）を朗読させていただきます。

「私は個人の責任において政治活動を報告するために会報「関綾乃ニュース」を発行しています。このたび7月末に会報7月号を発行し7,600部を新聞折り込みによって市内配布しました。その冒頭の挨拶文において、「関彩乃は令和7年3月26日付の懲罰委員会で除名処分を受けました。」と記載しましたがこれは事実でなく誤った記述でした。朝来市議会において、懲罰委員会が議員を除名することはできません。私に対する除名処分は地方自治法134条に基づき、3月26日の朝来市議会本会議においてなされたもので、同法135条に基づいて議長を含む出席者の4分の3の賛成を必要とする特別多数議決により13名の賛成によって決定されたものです。手続における法的な瑕疵はありません。私の誤った記述によって、朝来市議会の私の除名手続に法的な瑕疵があるかのような誤解と印象を与えてしまい、朝来市議会の品位と名誉を傷つけたことに対し心から深くお詫びいたします。尚この会報7月号の誤りに対してはできるだけ速やかに訂正して誤った情報を提供した市民の皆様に告知して誠意を持ってお詫び申し上げたいと考えています。このたびは誠に申し訳ありませんでした。」

以上でございます。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。以上が謝罪文の案文でございます。

前回の会議に基づいて、大体こんな内容かなということで準備をさせていただきました。

この部分について、御意見等ございましたらお願いいいたします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 1行目の「私は個人の責任において」と書いていますが、前半で委員長も指摘されたとおり、この会報は、個人の責任というか、別に発行責任者がおられますので、議会ではないという意味では個人なんでしょうけど、一人という意味での個人ではなくて、それをどう書いているのかちょっと分からぬんですけど、一人という意味での個人ではないので、少し書き方を変えたらいいのかなと思います。後援会とは書いていないので。

責任は発行責任者なので、私ではないです。なので、ちょっととにかく正確に言うと、そうです。どう書いたらいいのか、ちょっと分からぬんですけど。

失礼、この関綾乃ニュースの上には関綾乃事務所と書いてあるので、関綾乃事務所が発行なので、関綾乃事務所の責任で発行しているんだと思います。

個人事務所の発行なのかな。ちょっとその辺もう少し考えてもいいのかなと思います。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

足立委員。

○副委員長（足立 義美君） 先ほどの謝罪を議場でしてもらうというその前段として、謝罪文について、できるだけ柔らかくという意見を申し上げましたけども、今この文章を読む限り、なかなか

か柔らかくはできないなという感じがして、逆に言って事実に基づいて、記載されているのでこんな流れになるのかなという気がいたします。

全体として、勘違いというのか、間違つておりましたので、それを訂正します。おわび申し上げたいと、このたびは誠に申し訳ありませんでしたと書いてあるのは、もうこれでいいかなと。

それで下から5行目ぐらいかな、「私の誤った記述によって朝来市議会の私への除名手続に法的な瑕疵がある」、「あった」と過去形にしたほうがいいと思う。あったかのような誤解と、それからちょっと瑕疵があった。3月26日のことやでね。過去形にしたほうがいいかなという。

それから、もしこの文章をそのまま使うのなら、頭出しなんかを「私は」一字、「このたびは」一字とか。「私の誤った」というのが一字ずつズれてくるかなと、それは別として。

それから「「除名処分を受けました」と記載しましたが」その次に点を入れてもらう。こんなのはもう瑣末な話ですけども、このまま文章を使うとしたらそうなってくると。「記載しましたが」上から行ったら5行目になるのかな「「除名処分を受けました」と記載しましたが、」。

もう少し柔らかくしたいんですけど、なかなか柔らかくならないなと。特別きついことを書いてるわけではないので、これでもいいのかなと、ほかの人の意見を聞いていただいて。

○委員長（横尾 正信君） 藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 私は、重要なのは事実関係をきっちり書くということが大事だと思いますので、読みましたら、その事実関係は正確にしっかりと書かれていますので、これで全然問題はないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 細かい点で1点だけ。冒頭の挨拶文において、関さんのあの会報は引用されているんですけど、その中の「3月26日付け」の「け」は本文には入ってないので、「け」を取ってください。

○委員長（横尾 正信君） それでは。

議長。

○議長（浅田 郁雄君） 委員長の文のところでは、7,500部と書いてあったんだけど、ここは7,600部折り込みと書いてあるんですけど、どっちですか。

○委員長（横尾 正信君） 7,500、600部とおっしゃっているので。

○議長（浅田 郁雄君） 5、600ってどっちですか。正確に書かれたほうがいいとさっき言ったので、ちょっと思ったんですけど、これはどっちなんですかね。正確なんだったら。

○委員長（横尾 正信君） どっちでもいいと思うんです。500でも、600だったら、5、600部と書くのはおかしかろうと。どっちかでいいので、500部でも600部でも構わないと思いますが、どっちでもいいと思う。好みで600にしましたということで御理解ください。

先ほど、加藤委員の「個人の責任において」というところは、ここは「私の政治活動報告するために」というふうに直せばいいんじやなかろうかと思います。それでよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それから「付け」の「け」はカットします。

「記載しましたが」のところに読点入れます。

それから、「法的な瑕疵があるかのような」というところ、「瑕疵があったかのような」というふうに訂正します。ということで修正したいと思いますが、それでよろしいですか。

基本的な文章化は事務局のほうできちつとしていただきたいと思います。句読点等含めて、再チェックは事務局のほうでお願いしたいと思います。

○議会事務局長（宮元 広司君） すみません、先ほど正確にというお話もあったんですけども、議長がおっしゃった7,600部のところなんですけれども、7,600部と書かれますと7,600部ということになりますので、例えば、約ですか、およそとか、何部余りとか、そういう幅のある書き方も可能ではないかとちょっと思うんですけど、失礼いたします。

○委員長（横尾 正信君） そこまでうまく発想できなかった。そうですね。そういう解決の仕方があったんですね、これね。

議長、それでよろしいか。

約7,600部というふうに変えさせていただきます。約を入れます。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） あとちょっともう瑣末な事柄かもしれないんですけども、下から8行目に「手続きにおける法的な瑕疵はありません」というところの「手続き」という言葉と、1行空いて、その次にも「除名手続き」ということは、この「手続き」につきましては漢字2文字の表記がちょっと公用文上の決まりとなっておりますので、そのようにさせていただきたいのと、あと下から5行目に「深くお詫びいたします」の「お詫び」と、下から3行目の「誠意を持ってお詫び」の「お詫び」につきましては常用漢字外でありますので、平仮名の表記とさせていただきたいと思います。

それと、下から4行目の最初、「尚」がありますけれども、これにつきましても、平仮名の表記とさせていただくのが通例でありますので、ちょっと細かいことですけど、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。確認をお願いいたします。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 委員長として申し上げます。

そういう点につきましては、もう十分、基本的に事務局のほうで必要な整理はしていいいただくということでおよろしいですね。

お願いいいたします。

それでは、そんなところを持ちまして、この謝罪文についてはこれでほぼ決定したいと思います。よろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。それでは謝罪文も決定いたしました。

以上の措置までまとめまして報告書を作成して、議長に提出するということでございますが、この期日がございますので、事務局、いつまでに。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 失礼いたします。

日程についてでございますけれども、今定例会中に措置等も含めていくためには、この審査会の措置が対象の議員の方に到達してから2週間が、陳述書を提出していただく期間を設ける必要がありますので、あとそれプラス、議会運営委員会で日程の追加等の必要がございます。

ですので、この委員会から議長宛てに出していただく審査結果報告書の確定は、9月9日までには完了していただく必要があると、日程上、思われます。

その上で、遅くとも9月11日には審査請求議員に対する報告と、それから対象議員に対する通知をする必要があるのではないかと考えます。

ですので、繰り返しになりますが、報告書の内容の確定につきましては、9月9日までにしていただく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

そうしますと、もう一度案文を確認する審査会第3回。

暫時休憩します。

午後2時53分休憩

---

午後2時57分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは、報告書の確認については、9月8日朝の午前9時から審査会を開いて、決定したいと思います。

それまでには、案文はもう回しておきますので、意見もそれまでに寄せていただくというような形にしておきたいと思います。

それで、先ほど加藤委員がおっしゃられた、速やかにという、何かあったよね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 訂正を出すタイミングなんんですけど、関議員の弁明の中では、10月31日までに行いたいという発言をされていました。

一方で、謝罪文である措置の中で速やかにということを書くのであれば、関さんが言っている10月31日ということが、10月31日でも速やかになるのかどうかというのがちょっと一応共通認識として、審査会中で確認しておいたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

速やかにという言葉の思いが、委員さんによって違うかったらあれなので。

○委員長（横尾 正信君） という意見でございますが、どうしましょうか。

森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 私は速やかにでいいと思います。

○委員長（横尾 正信君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 訂正文を出すとなると、より慎重にならざるを得ないと思うので、そこはもう本人に任せばいいんじゃないかなと思います。

○委員長（横尾 正信君） 足立副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 私も速やかにという表現でいいと思う。これはあくまでも我々の作った謝罪文で、そこでは速やかにやってくださいよということで、あとはいろんな事情があるので、それはそれとして、今、加藤議員が心配される10月31日までが速やかなのかどうかという、あんまりこここの追及はしないと我々としては速やかにやってくださいという思いを入れているということで。

○委員長（横尾 正信君） この文言はそのまでいいということですが、それでよろしいですよね。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾 正信君） そんなところですかね。

それでは、今の補足的な問題を終えまして、ほぼ本日のテーマは終了いたしましたので、次回第3回を9月8日9時から行うということにしたいと思います。  
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾 正信君） それでは、これをもって第2回審査会を閉じたいと思います。御苦労さまでした。

午後3時01分閉会

---